

松山 - 伊丹線利用促進プロモーション業務仕様書

1. 業務目的

JAL 松山—伊丹線の旅行商品の造成やマスメディアを活用したプロモーション等を展開し、松山—伊丹線の利用促進を図る。

2. 事業期間

契約締結の日から令和7年2月28日（金）までとする。

3. 業務内容

上記業務目的を踏まえ、次の(1)～(3)を基本項目として提案等を行うこと。基本項目以外であっても、業務目的を遂行するにあたり、より効果的な成果を得るための提案や支援は、これを妨げない。

また、具体的な実施内容は、提案のあった内容を基に委託者と協議の上、決定する。

- (1) 航空機による JAL 松山—伊丹線を利用した旅行商品の造成
 - ・松山空港発の旅行商品を基本とする。
- (2) 造成された旅行商品の観光スポット等を PR する TV 番組の制作
 - ・旅行商品の宣伝番組であることが望ましいが、必ずしもその限りではない。旅行商品の行程にある観光スポット等を中心とした PR 番組でもよい。その際は、別途、旅行商品の TVCM 等を流すなど、(1) の販売促進につながるよう工夫すること。
 - ・放送時期は秋の旅行シーズンなども踏まえ、早期に放送時期を決定すること。
- (3) 成果達成度合いを図る指標 (KPI) を設定し、効果検証スキームを提案すること。
 - ・KPI を達成した場合も、可能な限り事業効果の最大化を目指すこと。
 - ・なお、設定に当たり、次の基準 KPI より高 KPI を設定すること。
 - ※基準 KPI 造成した JAL 松山—伊丹線利用の旅行商品の販売席数 600 席

4. 留意事項

- (1) 受託者は、契約締結後遅滞なく受託者が提案した企画提案書をもとに、具体的な業務内容について委託者と協議の上、委託契約書に定める「事業計画書」を作成して委託者に提出すること。
- (2) 受託者は、委託契約締結後、業務の進捗状況等に関する協議・報告を随時行うとともに、必要な調整を行うこと。
- (3) 委託業務完了後、委託契約書に定める「実績報告書」を作成し、委託者の完了検査を受けること。
- (4) 委託者は、必要がある場合は、受託者に対して委託業務の処理状況について調査し、または報告を求めることができる。
- (5) 委託者は、JAL 松山支店と連携し、KPI 達成に努めること。

5 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて委託者に提出し承諾を得なければならない。ただし、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、消耗品購入等の軽微な業務については、委託者の承認を得ずに再委

託できるものとする。

6 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者が委託者から受領又は閲覧した資料等は、委託者の了解なく公表又は使用してはならない。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

7 著作権の取扱い

- (1) 本仕様書により作成された成果物のすべての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、委託者に移転すること。なお、元々受託者が所有している著作権については、成果物の活用の範囲内（画像・動画の一部切り取りなどを指し、明らかな追加、加工、修正等の編集は含まない。）において、委託者での使用を認めるものとする。
- (2) 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果物にかかる著作権者人格権を行使できないものとする。
- (3) 第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときには、受託者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

8 成果品

- (1) 提出物
 - ① 実績報告書 A4判紙媒体 1 部
 - ② 当該業務に関する関連資料一式
 - ③ その他 県が業務の確認に必要と認める書類。※①～③を記録した電子データ（DVD）も 1 部提出すること。
※著作権は全て委託者に帰属する。
- (2) 提出場所
松山空港利用促進協議会事務局（愛媛県観光国際課航空政策室）
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目 4-2
- (3) 提出期限
令和 7 年 2 月 28 日（金）

9 その他の留意事項

- (1) 本業務に係る経理については、他の業務と明確に区分するとともに、証拠書類を整理しておくこと。
- (2) 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合については、その都度、委託者と受託者とで協議のうえ決定すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

3 乙は、この契約による業務に従事する者から、業務受託における秘密保持及び法令等遵守に関する誓約書（別紙様式）を徴し、この契約による業務に着手する前に松山空港利用促進協議会（以下「甲」という。）に提出しなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、

再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄し、又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。